

平成 2 9 年 1 1 月 議会月例報告会

平成 29 年 11 月 17 日

総 務 課

□報告事項名

平成 30 年度琴浦町予算編成方針について

□趣 旨

平成 30 年度琴浦町予算編成方針について、別紙のとおり主管課長へ通知したので報告します。

□平成 30 年度琴浦町予算編成方針の概要

平成 28 年度の決算統計、財政健全化比率及び将来の町税、交付税などの減収傾向を認識するとともに、「第 2 次琴浦町総合計画」、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた将来像の実現に向けた予算編成を行うこととしました。

なお、平成 30 年度予算編成方針では、これまで設けてきた戦略テーマは設けず、議会から承認をいただいている上記 2 計画の推進のための予算編成を行います。

また、この目標に向けて下記のとおり編成に取り組めます。

（１）PDCA サイクル及びスクラップアンドビルドの徹底

サマーレビュー、事業検証委員会、評価書などによる PDCA サイクルを徹底し、スクラップアンドを行います。

（２）公共施設等総合管理計画の推進

施設の更新などについては、公共施設等総合管理計画に基づき各施設の今後の施設のあり方、活用方法を検討します。

（３）国県支出金等の特定財源の活用

国・県の予算編成などの動向を積極的に把握し、極力活用を行います。

（４）ふるさと納税の納税者の共感が得られる使い途

ふるさと納税の納税者の共感が得られる琴浦町の将来像の実現に向けた取組みを検討します。

（５）コスト意識の徹底

間接経費（事務費等）、人件費などを含めてコスト意識を持って編成を行います。

平成 30 年度予算編成方針

琴 浦 町 長 山 下 一 郎

1 国及び琴浦町の現状・財政状況

(1) 国の状況

内閣府が平成 29 年 9 月に公表した月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

このような状況下において、国は、「平成 30 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、引き続き「経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。」とし、歳出全般にわたり「施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

重点化については、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」及び「未来投資戦略 2017」等を踏まえた諸課題に予算措置を行うこととしている。

また、地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「経済・財政再生計画との整合性に留意しつつ、要求する。」とし、トップランナー方式による歳出改革・効率化が、地方自治体にも求められている。

(2) 町の現状

琴浦町では、合併以降、「新町まちづくり計画」、「第 1 次琴浦町総合計画」、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第 2 次琴浦町総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んできた。

平成 19 年度から平成 28 年度にかけては、「第 1 次琴浦町総合計画」に掲げた琴浦町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の実現に向けて、「生活環境」、「ひとのこころ」、「地域社会連携」を基本理念に掲げ、主要施策、主要事業を中心に鋭意推進してきた。

特に、道路、学校教育施設、庁舎など社会基盤整備の大型事業に積極的に取り組み、一定の成果を上げたところである。また、ソフト事業についても、社会福祉サービスの充実のため、福祉事務所の開設、第 2 子以降保育料無償化などに取り組むとともに、産業の活性化のための施策に取り組んできた。

「人口減少」が全国的な課題となる中、琴浦町においても、平成 29 年 10 月 1 日現在の人口は、17,845 人となり、高齢化率は 35.0%となり、合併以降、人口は 2,437 人減少し、高齢化率は 7.0%上昇している。このことから、国が進める「地方創生」について、琴浦町においても喫緊の課題として位置付け、平成 27 年 10 月に「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「ひとの活力が、まち全体の元気と希望につながる」という理念のもと、課題の克服に

向けた取組みを開始した。 ※¹H17.3.31 との比較

平成 29 年 3 月に策定した「第 2 次琴浦町総合計画」では、この「地方創生」の理念のもとに琴浦町の将来像を「みんなが輝く住みよいまち～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」とし、普遍的な価値である「人権」を基軸として、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と有機的に連携・展開し、琴浦町が抱える課題の解決や将来像の創造を目指した取組みを平成 29 年度より開始したところである。

また、高度経済成長期の人口増加と好景気の中で整備された公共施設の老朽化が深刻化し、施設の更新時期を迎えるとともに、少子高齢化及び人口減少が進む中、町の財政構造などを考慮し、公共施設の複合化、廃止などを含めた適正配置のための「琴浦町公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定を行い、施設のあり方を抜本的な見直すこととした。

県内の中小企業の景況については、内閣府が 9 月に公表した月例経済報告では、「雇用・所得環境の改善が続く」とされ、鳥取県商工会連合会が発表した中小企業景況調査報告書でも、平成 29 年 4 月期から 6 月期については、「建設業以外で改善、需要停滞で先行き不透明な中にも回復の兆し」としており、産業全体での回復の兆しがある。

（３）町の財政状況

本町の普通会計における平成 28 年度の決算では、歳入において、町税が前年度を 2,153 万円下回った。リーマンショック（平成 20 年度）以降、減収傾向にあり平成 20 年度からの推移は、2 億円以上の減収となっている。

普通会計ベースにおける公債費については、合併後の社会基盤整備に伴い公債費は増加し、平成 28 年度決算においては、14 億 9 千万円に及び、歳出決算額の約 13%を占めた。今後も、平成 30 年度から 34 年度に向けて公債費は増加する傾向である。また、このピークについては、公共施設の更新に係る起債などが推計に含まれていないことから、現在の推計に対してさらなる公債費の増加が見込まれる。

決算統計における主要な財政指標である実質公債費比率、将来負担比率は、健全な範囲ではあるものの、今後、地方債残高及び各年度の償還額の増加による財政悪化が懸念される。また、経常収支比率については、平成 28 年度決算において、前年度から 3.3%上昇し 91.7%となり財政の硬直化が進行している。

経常的支出について、性質別にみると、人件費については、合併以降の職員削減による 5 億 6 千万円の削減が図られたものの、扶助費が福祉事務所を開設し生活保護事務を開始したこともあり 16 億円に達し、合併直後（平成 16 年度）の 2.3 倍にまで増加している。また、社会保障費は、高齢化による増加の一途を辿っており、今後も増加の傾向にある。物件費についても、職員数を削減し臨時職員を配置したことや、システム導入及びその保守料の増加などが起因し、合併時より 1.3 倍近くに増加を続けている。

平成 30 年度の見通しについては、町税の固定資産税の評価替えの影響による減額が見込まれる。前回（3 年前）の評価替えの影響額は、1,300 万円の減収となっていることから、平成 30 年度においても大幅な減収が見込まれる。町民税についても、平成 30 年度より配偶者控除の見直しがあり対象者が拡大することもあり減収となる見込みである。町の主要な収入である地方交付税も、合併算定替方式から一本算定への段階的な移行により平成 32 年度まで減収が見込ま

れると共に、トップランナー方式導入の影響による減収も懸念される。

平成 20 年度税制改正により創設されたふるさと納税制度により本町においても、ふるさと納税に係る寄附額は、平成 28 年度まで全国的なトレンドにより増加し、本町の主要な財源となってきた。しかし、ふるさと納税の寄附金については、町税などと異なり年度により大きく増減するものであり、臨時的な収入であることを認識しなくてはならない。

今後、引き続き、一般会計はもとより各特別会計の展望と課題を把握し、一般会計との関連性を的確に捉える必要がある。

また、基金については、その目的に応じた各基金の持続性のある計画的な運用が不可欠である。

2 基本方針

前述の町の財政状況にて示したとおり、厳しい財政状況にある中、平成 30 年度以降も健全な財政運営と琴浦町の将来像である「みんなが輝く住みよいまち～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウラライフ～」に向けた施策を進める。

歳入については、町税収入の減収が見込まれることから国・県の予算編成に注視し、補助金等の特定財源を積極的に活用することとする。

歳出については、これまでの事業について、「平成 28 年度事業評価書」、「サマーレビュー」、「事業検証委員会の意見」などを踏まえて成果や課題を徹底的に検証し、スクラップアンドビルドを徹底して行うとともに、コスト意識を持ち、様々な工夫による必要最小限の費用で最大の効果を発揮するよう事業構築するとともに、事業の優先順位を見極め、第 2 次琴浦町総合計画の推進のため、優先度の高い事業に財源を配分する。

なお、毎年度、不要額の減額補正が生じているが、不要額とした一般財源については、本来、その他の事業（住民サービス）へ充てることができたものである。このことから、見積りの精度を極力上げ、限られた財源を十分に発揮する予算見積りを行うこととする。

ふるさと納税については、総務大臣書簡の「ふるさと納税のさらなる活用について」でもあったように、ふるさと納税の納税者の共感が得られる使い途について、各所属において検討を行うこと。あわせて、対象事業については、事業の成果を公表するとともに、納税者と継続的なつながりを持つ工夫を検討することとする。

これらのことを踏まえた上で、限られた財源、人員にて最善を尽くすことを念頭に、ひとを大切にするサービスを行うため、次の視点を徹底し年間を通じた見積りを行うこと。

(1) 「第 2 次琴浦町総合計画」、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた将来像の実現のための各種事業のイノベーション（革新・一新）

「第 2 次琴浦町総合計画」、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、各事業のイノベーションを行うとともに、積極的に先駆性のある事業にチャレンジする要求を行うこと。

(2) PDCA サイクル及びスクラップアンドビルドの徹底

あらゆる事業について、次の点に留意した PDCA サイクルの徹底及び積極的なスクラップアンドビルドを行うこと。

- ア 補助金等の創設時の経済・社会状況からの変化
- イ 各事業の本来の目的
- ウ 所期の目標の達成状況
- エ 平成 28 年度事業評価書、サマーレビュー、事業検証委員会の意見
- オ 業務の改善・効率化（働き方改革の推進、時間外勤務の削減を含む）

(3) 公共施設等総合管理計画

公共施設の修繕・改修にあつては、公共施設等総合管理計画を念頭に置くとともに、今後の施設の活用方法・あり方を熟考し、要求を行うこと。

(4) 国県支出金等の特定財源の活用

国・県の予算編成などの動向を積極的に把握し、極力活用を行うこと。なお、この場合、要求する事業が現に本町に必要な事業かを検証し、要求を行うこと。

(5) ふるさと納税の納税者の共感が得られる使い途

ふるさと納税の納税者の共感が得られる第 2 次琴浦町総合計画に掲げる将来像の実現に向けた取組みを各所属にて検討を行うこと。

(6) コスト意識

次の点などのコスト意識について、留意したうえでの予算要求を行うこと。

- ア 直接事業費にかかる費用とその効果
- イ 間接経費（消耗品費、通信運搬費などの事務費）
- ウ 自らの人件費を含めたトータルコスト

平成29年11月 議会月例報告会

平成29年11月17日

総務課

□報告事項名

予備費の充用について

□趣 旨

災害の発生などにより予算計上を行っていない緊急に要する費用について、予備費を充用し、速やかな対応を行います。

【参考】地方自治法

第217条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、議会の否決した費途に充てることができない。

□背景及びこれまでの経過

これまで、災害発生時等の緊急時の必要経費の予算措置については、予備費を充用する手法によらず、補正予算を調整し、専決処分することで予算措置を行ってきました。（直近の議会にて報告）

これまでの補正予算（専決）による方法では、予算の調整に時間を要することや、専決による補正予算（号数）が増えるなどの問題がありました。

□今後の運用

緊急を要す次の事項に該当する場合について、予備費を充用することにより対応し、直近の月例報告等にて、その予備費充用を行った内容などを報告させていただきます。

なお、予備費の充用にあつては、議会からの了承を得られる真に急を要する必要な経費へ充用することとします。

（1）予備費を充用できる場合

ア 予算編成当時予期しなかった予算外の支出が生じた場合

イ 歳出予算計上額が不足した場合

（2）予備費を充用できないもの

- ア 議会の否決した費途に充てる場合
- イ 支出が繰越となる経費
- ウ 議会が削減した経費
- エ 当該年度内に支出を要しないもの

（３）予備費充用の想定

災害時の応急工事、避難所開設に係る費用、災害復旧事業にかかる査定設計書作成のための設計業務、鳥インフルエンザ対応費用、口蹄疫対応費用など

□台風第 21 号による予備費充用実施について（報告）

- （１）災害復旧事業にかかる査定設計書のための設計業務委託料 600 千円
被災施設：町道岩本線
- （２）避難所開設に伴う職員の時間外手当 529 千円

平成29年第5回(9月)琴浦町議会一般質問 質問事項及び答弁要旨

質問議員	質問項目	質問要旨	答弁要旨		追加答弁	担当課	検討、対応の方針	対応完了 (見込)年月
			町長	教育長				
通告1番 大平高志	1 空き家対策について	(1) 空き家対策特別措置法に基づく対策計画の策定状況はどうか。	今年度は特定空家等の認定作業を進め、指導・勧告を行い、平成30年度には空家等対策計画を立案し、社会資本整備交付金事業を活用しながら空家対策を推進したい。	—	水際で空き家を増やさない施策に力点を置いて、計画策定のコンセプトとしたい。	総務課	国補助金などを活用しながら、空家対策を実施していく予定としており、平成30年度に空家等対策計画を策定する。	平成31年3月
通告3番 桑本賢治	1 働き方改革の推進について	(3) 町内企業の「同一労働同一賃金」「総労働時間抑制などの長時間労働是正」「60歳以降の継続雇用」「正規労働者と非正規労働者間の不合理」など、町内企業の実態と、今後の方向について	町内事業所の個別具体的な実態については把握していない。 事業所それぞれの実態や課題に合わせて取り組んでいただけるよう、情報収集と情報提供に努めていきたい。	—	公民館主事の60歳を超えての雇用については、今後検討したいが、ルールはある。	総務課	検討中である。	
通告4番 高塚勝	1 政治姿勢について	(1) 直接町長に対して、個人や団体などからの「要望」や「口利き」は、どのように対応しているか。 (2) 役場職員に対して、個人や団体などからの「要望」や「口利き」は、どのように対応しているか。 (3) 付度(相手の顔色を伺い真意を推し量る)について、町長自身の考えは、又、職員にはどのような指導をしているか。	個人からの要望等は「町民の声」として、自治会や団体からの要望等は「要望書」として受け付け、原則として文書回答している。 仮に要望等に対し、「口利き」がなされたとしても、町としての対応に影響を及ぼすことはない。 職員に対しても、コンプライアンスについて指導しているところであり、法令等に則った対応をすべきで、制度を逸脱してまで便宜を図るべきものではないと考えている。 付度についても同様と考えている。	—	鳥取県には、口利き等に対する要綱があり、町においても早期に整備する。	総務課	県要綱を参考とし、提言等の対応について対象者(一定の公職にある者等)をどの範囲までとするのか、また、実際の運用が可能なのか等について検討を行う。	平成30年3月
通告5番 青亀壽宏	2 国民健康保険の都道府県化に対する琴浦町の対処方針について	(1) 国民健康保険は3割近くの町民をカバーする社会保障の医療分野を担うものだが、都道府県化が議論されている。琴浦町はこの都道府県化にどのようなスタンスで臨んでいるのか。	国民健康保険の抱える構造的な課題の解決のため、平成30年4月より都道府県も市町村とともに国保運営を担う制度改正(国保広域化)が行われる。 国保広域化に伴い被保険者が直接大きな影響を受けるのは保険税である。県の試算の動向を注視し、急激な負担増にならないよう対応を検討する。	—		町民生活課	保険税率の改正について、今後県から示される標準保険料率を参考に、急激な負担増とならないように配慮しながら検討する。 新たな保険税率については、2月頃国保運営協議会で協議を行い、3月議会に提出する予定。	平成30年3月
通告5番 青亀壽宏	2 国民健康保険の都道府県化に対する琴浦町の対処方針について	(2) 雇用者の医療保険の負担と比べ2倍も高い国民健康保険税の更なる引き上げは国保加入者の生活を直撃しかねない。安心の国民健康保険にするためには何が必要と考えているのか。	将来的な県内の保険税率統一を見据え、医療費水準、所得水準から応分の負担を求めるのはある程度やむを得ない。県の示す標準保険税率が現在の保険税率を上回る場合、急激な負担増とならないよう配慮しつつ保険税率の引き上げを検討する。	—		町民生活課	今後県から示される標準保険料率が現在の保険税率を上回る場合は急激な負担増とならないよう配慮しつつ保険税率の引き上げを検討する。税率改正のスケジュールは上記のとおり。	平成30年3月

質問議員	質問項目	質問要旨	答弁要旨		追加答弁	担当課	検討、対応の方針	対応完了 (見込)年月
			町長	教育長				
通告8番 語堂正範	2 地域探求について	(2) 鳥取中央育英高校では、「地域探究の時間」として将来、地域に貢献する志の高い人材を育成するための取り組みを行っている。琴浦町では、鳥取大学との連携で毎年現地報告会を行っているが、あくまでも調査・研究であり、人材育成という観点は薄い。 琴浦町の未来を牽引する人材育成のためにも、この取り組みを本町で実施しては。	「地域探究の時間」の年間計画に、琴浦町と連携することについて、鳥取中央育英高等学校や北栄町などと協議、検討したい。	鳥取中央育英高等学校との連携が可能となれば、教育分野でどのような連携ができるか検討していく。	必要な取組と考える。	企画情報課	・10/11鳥取中央育英高校 地域探究の時間 担当教諭 山根先生から授業内容について説明を受ける。 ・10/31北栄町役場で担当者（企画財政課）から、役場としての取り組み等の聞き取りを行う。 ・上記を踏まえ、町長、総務課長と協議を行いたい。	平成29年中に方針
通告8番 語堂正範	3 農業の未来を考える組織の設置を	(1) 継続的に農業を発展させていくため、包括的に琴浦町の農業を考え、サポート、研究していく組織が必要だと考えるが、町長の考えを伺う。	担い手確保対策や荒廃農地の有効活用といった琴浦町が抱える課題を共有し、協議する組織の設置について検討したい。	—	農業の未来を考える組織は必要である。多様性(若い人)を求めたい。	農林水産課	今年度中の設置に向け、構成員等を検討していく	平成30年3月
通告9番 川本正一郎	1 コトウライフについて	⑤ 住み良い琴浦の情報発信 実施状況とその成果、今後の取り組みについて	町の情報発信については、ホームページや広報紙をはじめとして様々な機会を捉えて行っている。これまでに、PR動画やテレビ番組についても制作した。 町民の皆様に「住み良い町」と感じていただくことが重要であると思っており、子どもから高齢者まで安心して暮らせる住み良い町づくりに引き続き取り組みたい。	—	効果的なPRを検討したい。 (追求質問内容) ドローンにより動画を撮影し動画サイトで配信、「すくすく」のメールマガジンなど	企画情報課	広報紙については、より親しみをもってもらいやすいものとするため、今年度より、レイアウトの変更や、住民参加できる企画を行っており、今後も状況を見ながら改善を行っていく。 その他、ホームページ等においてドローン撮影の動画を使用してPRするなど、積極的な情報発信について検討する。	

平成29年11月 議会月例報告会

平成29年11月17日
総務課

□報告事項名

琴浦町と琴浦町内郵便局及び倉吉郵便局との「地域における協力協定」締結

□事業の趣旨

住民が安心して暮らせる地域づくりに資するため、郵便業務中に下記の状況を見つけた場合に琴浦町へ情報提供を行う。

- ・高齢者、障がい者、子どもその他の住民等の異変に気づいた時
- ・道路の異常を発見した時
- ・不法投棄等を発見した時

□写真



地域における協力に関する協定

平成29年11月 6日

鳥取県琴浦町（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社 琴浦町内の郵便局および倉吉郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、琴浦町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

(2) 道路の異状を発見した場合

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

甲 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町

琴浦町長

山下 一郎



乙 東伯郡琴浦町大字浦安408番地8

日本郵便株式会社 琴浦町内郵便局および倉吉郵便局

代表
東伯郵便局長

北野 哲也



平成 2 9 年 1 1 月 議会月例報告会

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日
総 務 課

□報告事項名

土砂災害を想定した以西地区住民避難訓練の実施について

□事業の趣旨

以西地区を対象として、大雨による土砂災害を想定した住民避難訓練を実施します。

□背景と目的

近年、記録的豪雨が多数発生し、福岡県朝倉市をはじめとする多くの自治体で大規模な土砂災害が発生しており、多くの被害を受けています。

本町においても土砂災害に対する備えを行なうため、また、町民の防災意識を向上のため以西地区を対象として、土砂災害を想定した住民避難訓練を実施します。

□実施概要

訓練実施日時	平成 29 年 11 月 23 日（木・祝）10:00～11:00 頃
訓練実施地区	以西地区
避難場所	旧以西小学校体育館
訓練想定	前日から降り続く雨により、土砂災害の危険性が高まる。
スケジュール	09:00 大雨警報・洪水注意報発令 09:50 土砂災害警戒情報発令・避難所設置 10:00 避難準備情報発令・要支援者避難開始 10:10 避難勧告発令・住民避難開始 10:25 避難指示（緊急）発令：垂直避難など実施 10:30 土砂崩れ発生：情報伝達 10:45 講評（町長）・三浦防災専門員による講和

* 当日は以西地区限定で防災行政無線による避難情報等を放送

* 気象警報が発令された場合は中止

平成 2 9 年 1 1 月 議会月例報告会

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

総 務 課

□報告事項名

防災士養成研修への派遣について

□事業の趣旨

地域の防災リーダーとなる「防災士」の育成を進めるため、自治会・企業・消防団員・町から研修者を派遣する。

□背景と目的

昨年発生した鳥取県中部地震を契機として、更なる地域防災力の向上が求められている。地域の防災リーダーとして共助への取り組み指導や助言を行う「防災士」を養成する。

□実施概要

研修実施日時	平成 30 年 1 月 20 日（土）～21 日（日）
研修実施会場	倉吉体育文化会館
研修内容	1 日目（1/20） 防災士の役割・身近でできる防災対策・地震の仕組みと被害・非難と避難行動・災害とボランティア活動・土砂災害と対策・行政の災害対応（以上 7 時限） 2 日目（1/21） 地域の自主防災活動・避難所運営と仮設住宅の暮らし・公的機関による予報と警報・地域の復旧と復興（以上 5 時限） 防災士資格取得試験あり *講師：鳥大教授・気象台・鳥取県危機管理局・防災士協会等
派遣予定 （県調整中）	25 名（自治会 6 名・企業 5 名・消防団 12 名・職員 2 名）
研修費用 （全額町負担）	293,800 円（25 人分見込額） 11,752 円/1 名 （受講料 6,752 円・登録料 5,000 円*登録料合格者のみ）

□その他

防災士合格者は、琴浦町防災士連絡会議（仮称）に登録していただき、防災情報の共有・連携を図る予定。